

茨城県報

第7471号

昭和61年7月31日

木曜日

目次

告 示

	ページ
●有害図書の指定(県民生活課)	1
●新規土地改良事業の審査(2件)(農地管理課)	3
●土地改良事業の工事完了(")	3
●道路の区域変更(4件)(道路維持課)	4
●道路の供用開始(")	4
●土地改良事業の工事完了(土地改良事務所)	6

(大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示	6
--------------------------------	---

公 告

●鹿島港港湾計画の変更の概要(港湾課)	7
●開発行為の工事完了(建築指導課)	8
●道路位置の指定(")	8

告 示

茨城県告示第1066号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第9条第1項の規定により、青少年に有害な図書として、次のものを指定する。

昭和61年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

番 号	誌 名	号 別	発 行 所
73	B e p p i n	8 月 号	英 知 出 版
74	デ ラ ベ つ び ん	"	"
75	ビ デ オ ・ エ ッ ク ス	"	笠 倉 出 版 社
76	G E N T	"	"
77	B E ~ T O	"	"
78	映 画 の 部 屋	"	近 代 映 画 社
79	ザ ・ ベ ス ト	"	KKベストセラーズ
80	PENTHOUSE日本版	"	講 談 社

81	美 少 女 通 信	8 月 号	考 友 出 版
82	ザ・C o i t u s	"	コバルト社
83	バ ナ ナ 白 書	"	"
84	ザ・裏 マ ガ ジ ン	"	"
85	S E X Y L O O K	"	サ ン 出 版
86	シ ネ マ ロ ード	"	"
87	D o n ' t	"	"
88	G A L ' S K i s s	"	三 和 出 版
89	写 真 時 代 Jr.	"	少 年 出 版 社
90	ベ ス ト カ メ ラ	"	少 年 画 版 社
91	S N O B	"	スクリーン・ジャパン
92	V I D E O P R E S S	"	大 垂 出 版
93	D E E P S P E C I A L	"	"
94	特 選 男 の 選 楽 街	"	"
95	ザ ・ ト ツ プ	"	"
96	S h a n /	"	"
97	ザ ・ ビ ツ ク	"	大 洋 書 房
98	ス ペ シ ャ ル	"	"
99	マ ス カ ツ ト	"	"
100	実 話 ド キ ュ メ ン ト	"	竹 書 房
101	ド ン ド ン	"	日 本 ジ ャ ー ナ ル 出 版
102	投 稿 写 真 C A N	"	東 京 三 世 社
103	セクシーフォーカスSCOOP	"	"
104	ザ ・ ナ イ ス	"	司 書 房
105	男 性 通 信	"	男 性 通 信 社
106	S t o c k e n	"	辰 巳 出 版
107	写 真 時 代	"	白 夜 書 房
108	ビデオ・ザ・ワールド	"	"
109	キ ャ ツ シ ー	"	"
110	告 白 ジ ュ ニ ア	"	"
111	C r a s h	"	"
112	V I D E P A L	"	フ ロ ム 出 版
113	M O N R O E	"	明 文 社
114	U R E C C O	"	ミ リ オ ン 出 版

115	体 験 マ ガ ジ ン	8 月 号	若 生 出 版
116	ヤ ン ヤ ン マ ガ ジ ン	〃	〃
117	ア ク シ ョ ン カ メ ラ	〃	ワ ニ マ ガ ジ ン

茨城県告示第1067号

金砂郷村長石崎力から昭和61年4月8日付けで認可申請のあつた布金地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 布金地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 期 間 昭和61年7月31日から昭和61年8月20日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 金砂郷村役場

茨城県告示第1068号

下妻市長鳩貝充から昭和61年5月1日付けで認可申請のあつた広岡地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 広岡地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和61年7月31日から昭和61年8月20日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 下妻市役所

茨城県告示第1069号

県営岩瀬東部地区土地改良事業(区画整理)の工事は、昭和61年3月31日をもって完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

昭和61年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1070号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年7月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田多賀線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
常陸太田市高貫町字箕田 1805番地から	旧	メートル 最大 20.00	メートル 624.00		
		最小 5.00			
常陸太田市亀作町馬舟 1872番地先まで	新	最大 20.00 最小 5.00	624.00		付替工事のための区 域変更
		最大 30.00 最小 7.50	625.00		

茨城県告示第1071号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年7月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 293号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡緒川村大字上小瀬 字寺下2182-1番地から	旧	メートル 最大 23.00	メートル 2,360.00	
		最小 5.00		
		最大 43.00	2,040.00	
		最小 12.00		
那珂郡緒川村大字上小瀬 字四方木平3558-1番地まで	新	最大 43.00	2,040.00	緒川村へ移管のため
		最小 12.00		

茨城県告示第1072号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年7月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田烏山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡山方町大字西野内 字森脇1172番地から	旧	メートル 最大 18.00 最小 5.00	メートル 674.00	
同郡 同町 大字山方字勢至堂 417-2番地先まで	新	最大 18.00	674.00	バイパス工事による 区域変更
同郡 同町 大字西野内森脇 1172番地から		最小 5.00		
同郡 同町 大字山方字勢至堂 417-2番地先まで		最大 52.50		
同郡 同町 大字西野内字森脇 1172番地から		最小 10.00		
同郡 同町 大字山方字勢至堂 336番地まで			610.00	

茨城県告示第1073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年7月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 293号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡美和村大字鷺子字柏木 135-1番地から	旧	メートル 最大 12.00 最小 7.00 最大 23.00 最小 9.00	メートル 393.00 380.00	
那珂郡美和町大字鷺子字柏木 211-1番地まで	新	最大 23.00 最小 9.00	380.00	

茨城県告示第1074号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和61年7月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道取手水海道自転車道線
- 2 供用開始の区間
筑波郡伊奈町大字長渡呂字立野98—3番地先から
同郡 同町 大字青木字中谷原546—8番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年7月31日

茨城県告示第1075号

昭和56年1月20日付け農管指令第13号をもつて認可のあつた団体営高崎地区土地改良事業については、昭和57年3月20日に工事が完了した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定に基づき届出があつたので、同条第2項の規定により公告する。

昭和61年7月31日

茨城県土浦土地改良事務所長 田 村 義 男

(大規模小売店舗審議会)**茨城県大規模小売店舗審議会告示第8号****第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示**

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

昭和61年7月31日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草 野 真 男

- 1 届出者の氏名又は名称
十字屋商事株式会社
- 2 届出者の住所 猿島郡境町2185

3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミストアー水海道店

水海道市宝町洞宿3372番地 1

4 開 店 日 昭和61年12月15日

5 店 舗 面 積 13㎡

6 閉 店 時 刻 午後 9 時

7 休 業 日 数 年間 1 日

8 主として販売する物品の種類

寿 司

公 告

●鹿島港港湾計画の変更の概要

港湾法(昭和25年法律第 218 号)第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、鹿島港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

昭和61年 7 月 31 日

鹿島港港湾管理者 茨 城 県

代表者 茨城県知事 竹 内 藤 男

1 港湾計画の変更の概要

昭和48年11月22日運輸省告示第 475 号により、その概要を告示した鹿島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 係留施設計画

岸 壁

地 区 名	公共用又は専用の別	水 深 (メートル)	バース数又は延長	用 途
北 航 路	専 用	13	280メートル	穀物船用

2 港湾計画の縦覧の場所

水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県土木部港湾課

1 港湾計画の変更の概要

昭和54年 9 月 13 日運輸省告示第 518 号により、その概要を告示した鹿島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

水域施設計画

航 路

地 区 名	名 称	水 深 (メートル)	幅 員 (メートル)
北 航 路	北 航 路	7.5~13	3 0 0

2 港湾計画の縦覧の場所

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県土木部港湾課

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

竜ヶ崎市羽黒町字大月付214番2, 219番から222番まで, 226番から228番まで, 230番2, 231番2, 232番3, 235番から239番まで

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区神田鍛冶町3丁目3番

常陸興業株式会社

代表取締役 真 家 四 郎

●道路位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和61年7月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
土木指令 第1127号	61. 7. 23	菊池 義孝	西茨城県友部町 旭町399	西茨城県友部町旭町字 旭平372-10, -14, -15, -17	メートル 4.50	メートル 33.35

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所